

別記第2号様式（第4条関係）

認定長期優良住宅建築等計画等に関する状況報告書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

本報告書を提出する方（認定を受けた者）の情報を記載ください。代理者が報告する場合は委任状が必要です。

報告者 住 所

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく下記の住宅の建築又は維持保全の状況について、和歌山県長期優良住宅建築等計画認定等実施要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

変更がある場合は、変更後の内容で記載ください。

記

1. 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定番号  
第 号

2. 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定年月日  
令和 年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

\_\_\_\_\_

4. 認定計画実施者の氏名

\_\_\_\_\_

5. 建築又は維持保全の状況

記入の必要はございません。空欄のまま提出ください。

5-1. 定期点検等実施者 名前 :

住所 :

記入の必要はありません。空欄のまま提出ください。

電話番号 :

5-2. 住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録等の保存状況

(お住まいに係る書類等の保存状況について該当するものを「○」で囲ってください。)

- |   |   |    |   |    |
|---|---|----|---|----|
| (1) 認定通知書   | : | 有り | ・ | 無し |
| (2) 認定申請書   | : | 有り | ・ | 無し |
| (3) 認定申請書添付の設計図書                                      | : | 有り | ・ | 無し |
| (4) 認定申請書添付の維持保全計画                                    | : | 有り | ・ | 無し |
| (5) 実施した維持保全(点検・補修等)の記録<br>(維持保全を委託した場合、委託契約書と実施報告書等) | : | 有り | ・ | 無し |
| (6) 変更認定申請書・通知書(該当する場合)                               | : | 有り | ・ | 無し |
| (7) 地位の承継承認申請書・承認通知書(該当する場合)                          | : | 有り | ・ | 無し |

5-3. 住宅の維持保全状況

(お住まいの維持保全状況について該当するものを「○」で囲み、(1)、(2)、(4)で「いいえ」を選んだ場合はその理由を記入してください。)

(1) 維持保全計画において定めた時期に、計画どおり点検等を行っていますか。

①はい

②いいえ

理由:

③該当なし ※点検予定日に達していない場合

(2) 地震時及び台風時に臨時点検を行っていますか。

①はい

②いいえ 理由： ( )

③該当なし ※臨時点検が必要な地震等がなかった場合

(3) 今までの定期点検・臨時点検で、補修等が必要な劣化事象はありましたか。

①はい

②いいえ

(4) 補修等が必要な劣化事象について、補修等を行いましたか。

①はい

②いいえ 理由： ( )

③該当なし ※補修等が必要な個所が無かった場合

記入の必要はございません。空欄のまま提出ください。

(注意) 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

和歌山県長期優良住宅建築等計画認定等実施要綱第4条第2項の  
報告内容を説明するための図書

1. 記載事項の変更内容（**軽微な変更** / 誤記）

変更前：和歌山県〇〇町〇〇 〇〇番

変更後：和歌山県〇〇町〇〇 〇〇番〇

2. 理由

**敷地を分筆したため**

3. 添付書類等

**窓口にて書類を求められた場合は記入ください（認定申請書の写しや登記事項証明書等）**

- (注意) 1. 原則軽微な変更は完了報告書で報告することとなるが、認定後から完了報告書提出までの間に、やむを得ず認定通知書の記載内容を修正する必要がある場合に本様式を使用すること。
2. 記載事項の変更内容は、軽微な変更又は誤記のいずれかに丸印を付けること。
3. 本参考様式は和歌山県長期優良住宅建築等計画認定等実施要綱第4条第2項に基づく「認定長期優良住宅建築等計画等に関する状況報告書」に添付すること。
4. 受付印を押印した認定長期優良住宅建築等計画等に関する状況報告書及び本参考様式を認定通知書と共に必ず保管すること。